

金沢市雨水貯留施設等設置及び管理に関する基準

第1 趣旨

この基準は、金沢市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱（平成20年4月1日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づく雨水貯留施設等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この基準で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の意義の例による。

第3 土地等の所有者の同意

要綱第4条に規定する土地又は住宅等を使用している者は、雨水貯留施設等の設置について当該土地又は住宅等の所有者の同意を得るとともに、当該所有者の同意書を管理者に提出しなければならない。

第4 設置基準

雨水貯留施設等の構造及びその設置の工事については、次条に定める設置条件による。

第5 設置条件

1 雨水貯留槽（既存浄化槽の転用によるものに限る。）の設置は、次に定めるところによる。

- (1) 浄化槽内の不要部品を撤去するとともに、必要に応じて補強すること。
- (2) 雨水を利用するポンプを設置すること。
- (3) 浄化槽設置後10年以上経過したものは、必要に応じてふたを交換すること。
- (4) オーバーフロー管が公共下水道又は水路等に接続されていること。

2 雨水貯留槽（既存浄化槽の転用によるものを除く。）の設置は、次に定めるところによる。

- (1) 当該雨水貯留槽の製造業者が指定する取付け設置方法に基づき施工すること。
- (2) 雨水貯留機能を確保すること。

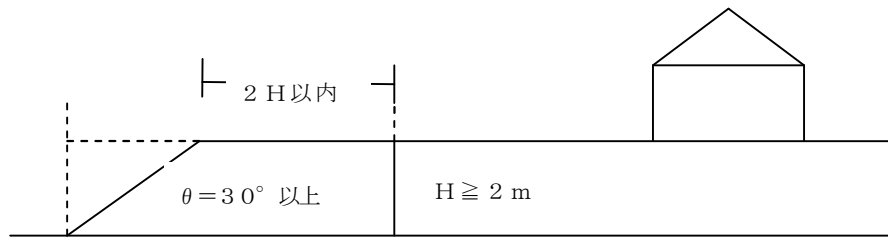
3 雨水浸透施設の設置は、次に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる区域には、設置しないこと。

ア 工場跡地、埋立地等で土壌汚染があり、地下水の汚染が予想される土地の区域

イ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域又は土石流危険溪流区域

- ウ がけ（こう配が30度以上の傾斜地で、高さが2メートル以上のものをいう。）
の上においては、がけの上端から水平にそのがけの高さの2倍の距離までの区域



- エ 別に定める擁壁、建築物等との離隔図において、雨水浸透施設を設置してはならない区域として定めた区域
- オ 建築物又は隣地境界から30センチメートルの距離までの区域
- (2) 次に掲げる区域には、できる限り設置しないこと。
- ア 地下水位の高い低地
- イ 浸透が少ない土質の区域
- ウ 金沢市浸透適地マップにおいて浸透能力が小とされた区域
- (3) 必要に応じ、事前に深さ1メートル程度の試掘を行い、設置が適当である区域かどうか次の事項を確認すること。
- ア 細砂（浜砂）以上の透水性があること。
- イ 地下水位がないこと。
- (4) 設置の工事に当たっては、次の事項を遵守すること。
- ア 雨水浸透ますは、口径又は内法150ミリメートル以上のものを使用すること。
ただし、地盤が細砂の場合は、透水性が低いため、口径又は内法200ミリメートル以上が望ましいものであること。
- イ 雨水浸透ますのふたは、密閉ふたを使用すること。
- ウ 合流区域においては、汚水が雨水浸透施設に流入しない構造とすること。
- エ 雨水浸透施設の構造は、別に定める標準構造図のとおりとすること。

第6 設置工事

雨水貯留施設等の設置の工事は、金沢市公共下水道条例第7条に規定する排水設備工事業者が行うものとする。ただし、雨水貯留槽（既存浄化槽の転用によるものを除く。）のみの設置の工事については、この限りでない。

第7 雨水貯留施設等の管理

補助金の交付の決定を受けた者が当該補助金の交付に係る請求書を提出するときは、

別に定める雨水貯留施設等の管理に関する協定書 2 通に記名押印し、当該請求書とともに管理者に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成20年 4 月 1 日から施行する。